

長浜水道企業団随意契約ガイドライン

令和3年2月1日制定
令和6年5月1日改定

1. 目的

このガイドラインは、地方公共団体の契約方法が競争入札を原則とする中で、例外規定である地方公営企業法施行令第21条の13第1項の規定に基づく随意契約を締結する場合について、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性を確保し、水道利用者に対する説明責任を果たすとともに、適正かつ円滑な運用を確保するための標準的な解釈・指針を示すものです。

2. 随意契約の基本的な考え方

(1) 随意契約とは

随意契約は、競争入札の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。

しかし、その運用を誤ると適正な価格によって行われるべき契約自体が不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。

令第21条の13第1項には随意契約によることができる要件が列挙されており、これに該当する場合のみ随意契約ができます。

(2) 随意契約とする判断

随意契約はあくまで例外的な契約方法であり、政令の規定に適合し随意契約とする場合でも、できる限り競争性の確保を念頭において、随意契約の適正な執行に努めてください。

契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

3. 随意契約により契約を締結する場合の手続

随意契約は「競争性のある随意契約」(＝2者以上から見積書を徴取する)と「競争性のない随意契約」(1者から見積書を徴取する又は見積書の徴取を省略する)に分かれます。

随意契約による場合は下記の事項を十分に検討し、慎重に行ってください。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、予定価格より判断して、令第21条の13第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにする必要があります。特に、1者特命の随意契約(以下「1者随契」という。)については、政令の該当が明らかであり、かつ、真にやむをえない理由がある場合にのみ適用できるものです。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積を徴取して、それらの者の価格を比較検討し、最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方に決定します。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明することが必要です。単に「過去の実績」や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

（３）説明責任

１者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で、１者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、水道利用者に対する説明責任を考慮して実施してください。この場合、少なくとも以下の点については確認してください。

- ① 他事業者で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ② 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、１者しかない状況を具体的に説明できること。
- ③ 契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ④ 複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ⑤ 内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）で競争入札ができる余地はないか確認すること。

（４）継続契約

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないように留意し、競争入札への移行を検討してください。

４．令第21条の13第1項各号の適用について

- （１）予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
（令第21条の13第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第５上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

【適用基準】

事務の効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができることとされています。

契約の種類	予定価格（１件税込）	適用
ア 工事または製造の請負	130万円を超えないもの	建設工事、建築物の修繕
イ 財産の買入れ	80万円を超えないもの	土地、建物、物品、債権、無体財産（地上権、特許権等）の購入、印刷製本
ウ 物件の借入れ	40万円を超えないもの	土地、建物、機械、器具等の有体物（無体財産を除く）の借り入れ
エ 財産の売払い	30万円を超えないもの	「イ 財産」の売り払い
オ 物件の貸付け	30万円を超えないもの	「ウ 物件」の貸し付け
カ 前各号に掲げる以外のもの	50万円を超えないもの	機械、物品等の修繕、委託業務、役務の提供および電子複写サービス等の契約

【特記事項】

- ① 第1号と他の号が該当する場合は、第1号が優先適用となります。
- ② 本号に該当させるため、作為的に分割して発注することはできません。
- ③ 長期継続契約に該当する場合の契約方法（競争入札または随意契約）の判断は、契約期間全体の支出見込総額によるものとします。
- ④ 単価契約については、総数量を定めているものまたは予算で予定額が積算されているものについては、その予算総支出額によるものとします。
- ⑤ 工事等における単価契約は、発注手続の迅速化および簡素化により、応急修繕等に速やかに対応するためのものですので、上表アの範囲内で活用を図り、この金額を超える場合には、第5号等を適用することになります。ただし、委託業務等の作業単価を定めるための単価契約は目的が異なりますので適用を除外します。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
(令第21条の13第1項第2号)

不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。

【適用基準】

- ① 「不動産の買入れまたは借入れ契約」は、企業団が必要とする特定の物件をそれを所有する特定の者等と契約を締結することとなり、その性質そのものが競争入札に適さない性格を持っています。
- ② 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品を売払う場合」とは、ある特殊な品物を納入させるような場合、その品物を業者が製造するについては、当該地方公共団体が保有している原材料をその業者に売り払った上でその原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合です。
このような契約は競争入札には適せず、随意契約によることができるとするものです。
- ③ 「その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、概ね次の場合があります。
 - ア 特殊な技術、手法、機器または設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約
 - イ 契約締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要となる契約など、競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難な場合

【工事請負契約関係】

- ① 特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

- ア 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
- イ 極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ (埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、)特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- ③ コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない場合
 - ア 機器・システム等（ソフトのシステム開発含む）の設置業者・開発業者またはこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがある場合または安全責任が果たせない場合
 - イ 極めて特殊または限定的な業務等であり、特定の設備等の有無および地域性を考慮すると履行可能な者が限られる場合
 - ウ 法律、法令等の規定に基づき、履行可能な業者が限られる場合
 - エ 他の公共団体と共同で運営処理をするために業者が特定される場合
 - オ 企業団と共同で開発等をするために業者が特定される場合
 - カ 企業団の行為を秘密にする必要がある場合（ただし、単に契約締結業者が必要と判断しただけではなく、客観的に秘密にする必要が求められる。）
 - キ 自治体の特定の公益的目的達成に必要な場合
 - i 契約の相手方が公的機関あるいは準ずる機関となる場合
 - ii 政策的委託（理由が明確）であり、契約の相手方が市民団体等となる場合
 - iii 法や条例等で契約の相手方が決められている場合
 - iv 国、県、市が委託を目的として設立した団体となる場合
- ② 経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合
 - イ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがある場合
 - ウ (埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で)特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- ③ その他
 - ア 単価契約によって契約済の場合における物品の購入その他の契約

- イ 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便はがき等の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合
- ウ 食料品の買入れその他賄いに関する契約で、その性質又は目的が競争に適さない場合
- エ 電気、ガスの供給を受ける契約、電気通信等の役務の提供を受ける契約または放送の受信契約
- オ 保険の契約でその性質および金額に競争の余地がないと認められる場合
- カ 国または他の地方公共団体と共同して行う物品の購入および印刷製本の契約
- キ 医師または弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合
- ク 賃貸借契約のうち、次に掲げる場合
 - i 物品借り上げが一時的で、その性質又は目的が競争に適しないもの
 - ii 賃貸借契約の更新に伴うもの
- ケ 公共事業の施行に伴う補償等で相手方が特定される場合
- ④ コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している業務

【特記事項】

本号は1者契約の場合に多く適用されていますが、後述の第6号と判断を誤ることのないように確認してください。

《注意事項》

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するプロポーザル方式があげられますが、これらの方式の採用にあたっては、参加業者の範囲の特定および内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要となりますので、審査委員会の設置や公募型による選定を検討してください。

(3) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
(令第21条の13第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

【適用基準】

本号では、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされています。

本号による随意契約の対象となるのは、福祉施設関連施設等において製作された物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をする場合です。

なお、工事契約は該当しません。

【特記事項】

上記施設等から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をする場合は、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、契約規程第26条第2項の規定に基づき、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況について、公表することが必要となります。

(4) 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき

(令第21条の13第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

【適用基準】

本号の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約をするときには、随意契約により行うことができるとされています。

地方自治法施行規則第12条の3の2により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産または加工するため、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物よりも優れた機能性がある、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性および競争性の原則の支障にならないものであると考えられます。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買い入れであり、工事契約や業務委託契約などは該当しません。

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには前号と同様に、契約規程第26条第2項に基づく公表が必要となります。

(5) 緊急の必要によるもの
(令第21条の13第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【適用基準】

「緊急の必要のあること」および「競争入札に付するときには契約の目的を達することができなくなること」の二つの要件を備える必要があります。例えば、災害地において一般競争入札や指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、人命上、経済上はなはだしく不利益を被る場合です。

本号を適用する際には、次の事項に留意することが必要です。

- ① 客観的性質から緊急性が必要であり、事務処理が間にあわない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないというような理由では5号を適用することはできません。
- ② 緊急の対応を行わなければ、市民生活等に重大な影響が生じるおそれがある場合。
- ③ 可能な場合には、複数の事業者から見積りを徴収するなど、経済的合理性に留意してください。

【工事請負契約関係】

緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合

- ① 地震や自然災害等に伴う水道施設損壊の復旧工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事
- ④ 水道施設の破損により広範囲に影響が及ぶ場合における復旧工事

【物品買入・業務委託等】

緊急に施行しなければならない業務等であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合
(緊急に対応しなければ水道利用者に多大な影響を及ぼすと認められるもの)

- ① 地震や自然災害等に伴う応急的な復旧のため必要とするもの
- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- ③ 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの
- ④ 水道施設の破損により広範囲に影響が及ぶ場合に必要とするもの
- ⑤ 感染症発症時において、蔓延防止のための薬品、衛生材料等の緊急に必要とするもの

- ⑥ 選挙などの法令等の規程により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするもの

【特記事項】

- ① 「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、競争入札の方法による手続をとることにより、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至る場合などをいうものとされています。（参考：平成16年3月24日前橋地裁判決）
- ② 緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできません。（参考：平成18年8月25日財計第2017号「公共調達の適正化について」）

（６）競争入札に付することが不利なもの

（令第21条の13第1項第6号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【適用基準】

「競争入札に付することが不利」の解釈は、価格面の有利、不利ですが、次に掲げるように、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求されます。

- ① 契約履行中の者に履行させた場合には、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等が有利と認められるとき。
- ② 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- ③ 早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、または著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ④ 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合

【工事請負契約関係】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
- ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 施工中の工事（前工事）に引き続き施工される工事（後工事）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
- ア 前工事と後工事とが、一体の構造物の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等のおそれがあり、両工事が密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる後工事
- イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼ

すと認められるもので、工期の短縮、経費の削減が確保できるもの

- ③ 他の発注者による施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

ア 鉄道の工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事

イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品納入・業務委託等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合

ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務

イ 本体業務と密接に関連する付随的な業務

ウ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をする暇がない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現委託業者との契約）

- ② 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合

ア 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの

イ 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの（期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

- ③ 他の所管の発注にかかる現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められるもの

【特記事項】

本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利ですが、その業務の品質、期間、安全性も考慮して決定するものとします。

《注意事項》

第6号は、見積相手方が1者となる場合がありますが、第2号と類似していますが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、第6号は履行者が極めて限定されますが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合です。

（7）時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

（令第21条の13第1項第7号）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき。

【適用基準】

「時価に比して著しく有利な価格」についての考え方は、一般的に品質、性能等が他の

物件と比較して問題が無く、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

また、工事に関しては「有利な価格」だけでなく、「公共工事の品質確保」という観点からも慎重に検討を行い、判断をする必要があります。

【工事請負契約関係】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【物品納入・業務委託契約関係】

- ① 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該業者へ委託する場合は、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- ③ 競争の余地のない物品の買入れで、公益的理由により有利な価格で契約することができるものと認められる場合

（８）競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

（令第21条の13第1項第8号）

競争入札に付し入札者がいないときは、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【適用基準】

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、競争入札の公告または指名通知を行ったにもかかわらず、次に示すように入札者がいないときに、改めて競争入札に付す時間がない場合があることから、随意契約によることができるとされています。

- ① 競争入札においては入札辞退者等があり、規定数（２者以上）に達しない場合
- ② 再度の入札に付しても落札者がいない場合

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、資格要件の緩和や設計積算の見直し、指名替え等を検討し、再度、競争入札に付するものとします。
- ② 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要です。

《注意事項》

令第21条の13第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられます。

「再度入札」とは、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の

入札がないとき（最低制限価格等を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格等以上の価格の入札がないとき。）に、直ちにその場で（郵便の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいいます。

「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいいます。

（９）競争入札において落札者が契約を締結しないとき
（令第21条の13第1項第9号）

落札者が契約を締結しないとき。

【適用基準】

競争入札に付した場合において、落札者の決定後、規定の期間内に当該落札者が契約を締結しないときは履行の意思がないものと認め、落札金額の範囲内で他の者と随意契約をすることができます。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度競争入札に付することができますが、改めて競争入札に付す時間もない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。

《注意事項》

本号を適用して随意契約を行う場合は原則として順次、次順位の者に見積を依頼します。ただし、落札金額の範囲内において随意契約をしなければならず、かつ、当初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件（履行期限を除く）を変更することができません。